

平成31年(2019年)10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

消費税の軽減税率制度が平成31年（2019年）10月1日の消費税率の引上げと同時に実施されます。

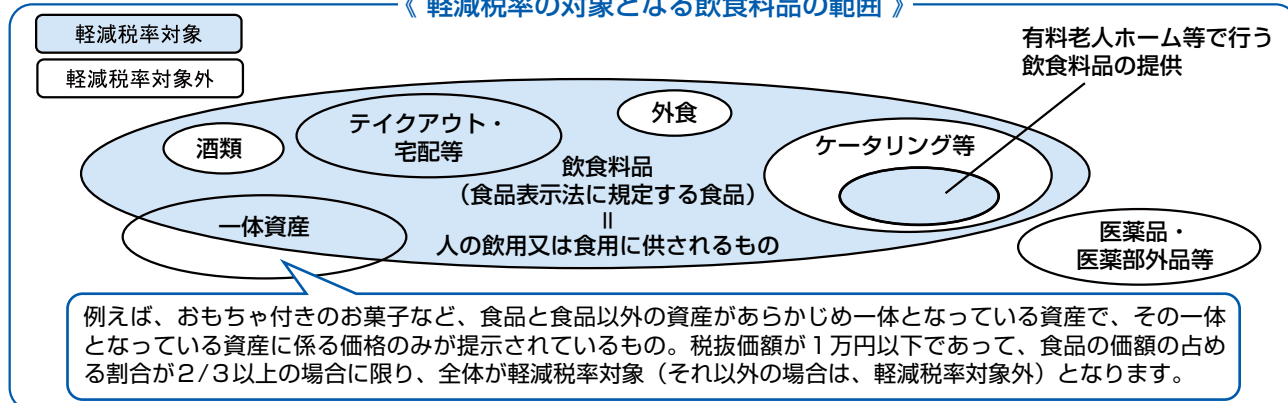
1 消費税率等

- ①標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）
- ②軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）

2 軽減税率の対象品目

- ①酒類・外食を除く飲食料品、②週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



3 帳簿及び請求書等の記載と保存

軽減税率制度実施後の仕入税額控除の方式は、平成35年(2023年)10月から帳簿及び適格請求書等の保存が要件となる適格請求書等保存方式となりますが、平成31年(2019年)10月から平成35年(2023年)9月までの間は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した帳簿及び請求書等（区分記載請求書等）の保存が要件となる区分記載請求書等保存方式となります。

なお、区分記載請求書等保存方式の下では、現在の帳簿及び請求書等の記載事項に以下の事項が追加されます。

- 帳簿・・・課税仕入れが他の者から受けた軽減税率の対象となる資産の譲渡等である場合は、その旨
 - 請求書等・・・①課税資産の譲渡等が軽減税率の対象となる資産の譲渡等である場合は、その旨
②税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額
- ※ 免税事業者の方も、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

《仕入税額控除の方式のスケジュール》



4 税額計算

消費税申告書の「控除対象仕入税額等の計算表（付表5）」や「課税売上高計算表」を作成する際には、8%と10%適用分を区分して計算する必要があります。

平成31年（2019年）分の申告書作成のポイント

平成31年（2019年）分は、「平成31年（2019年）9月までの税率8%」、「平成31年（2019年）10月以降の軽減税率8%及び標準税率10%」の3区分の計算が必要です。

課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除するといった消費税額の計算方法は、現行と変わりません。

なお、課税売上げや課税仕入れ等を税率ごとに区分することが困難な中小事業者に対しては、一定期間、税額計算の特例が設けられています。

【変更例】課税売上高計算表

(平成 年分)		課税売上高計算表		
1) 事業所得に係る課税売上高	金額	税率ごとの区分		
		うち旧税率 6.3%適用分	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分
営業等課税売上高	①			
農業課税売上高	②			
2) 不動産所得に係る課税売上高				
課税売上高				
業務用固定資産等の譲渡収入金額		⑦		
⑦のうち、課税売上げにならないもの		⑧		
差引課税売上高（⑦-⑧）		⑨		
5) 課税売上高の合計額 （①+②+③+④+⑤）		⑩		

この計算表などを作成するためには「**区分経理**」が必要です。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等